

2021年4月1日

(公財) 日本住宅・木材技術センター

## クロメート皮膜の同等性を評価する事業を開始します。

クロメート皮膜は、接合金物などの表面処理として広く利用されています。この皮膜は、亜鉛めっきの光沢性と耐食性を付加させることから、不可欠な技術となっています。ただし、このクロメート皮膜の処理工程には、六価クロムが含まれます。

一方、欧州では、酸性雨の影響で廃棄された自動車や家電製品から有害物が溶出し、土壌や地下水を汚染することが取り上げられ、これが生態系に影響し、ひいては人体に影響を与える懸念から、2003年7月以降は六価クロム、鉛、カドミウム、水銀の4物質が使用禁止となっています。

しかし、国内においては、このような規制がないことから、国内のハウスメーカー等によっては、環境負荷物質である六価クロムを含まないノンクロムの接合金物や環境に配慮した処理方法等に切り替えています。国の統一基準である「公共建築木造工事標準仕様書：国土交通省大臣官房官庁営繕」等の基準においてはクロメート皮膜の必要性から、その他の処理方法については同等以上の耐食性能を有することが条件となります。

このようなことから、クロメート皮膜の同等性を評価することによって、接合金物の普及促進と消費者に安心して利用できる事業を下記の通り開始します。

### 記

#### クロメート皮膜と同等性能の要件

JIS H 8610 (電気亜鉛めっき) Ep-Fe/Zn8/CM2 C の CM2 C と同等以上の耐食性を有し、かつ、品質が当センター定める接合金物規格に規定する防せい防食と同等以上であること

#### 問い合わせ

(公財) 日本住宅・木材技術センター

認証部 太田原 統

電話 (03)5653-7581

FAX (03)5653-7582